一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　エコシステム秋田株式会社
ロ　住所　秋田県大館市花岡町字堤沢四十二番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　村上　学
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
秋田県大館市花岡町字滝ノ沢一番、二番、三番二、六番一、六番二、七番、八番、九番、十番、十一番、十二番二、七十三番、七十四番、七十五番、七十九番二、九十七番、九十九番及び百番、字獅子ノ沢一番一、三番一、七番、八番二、九番、十八番、二十二番、八十五番、八十九番、九十四番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百二十九番及び百三十番並びに字堂屋敷三番、四番、六番、七番、十一番、十八番、十九番、二十番、百八十六番、百八十八番及び百九十四番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十七年十二月二十四日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　秋田県生活環境部環境整備課
ニ　大館市市民部環境課

○防衛省告示第十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日
防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月一日及び同月二日（予備、同月三日及び同月四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日
防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月七日（予備、同月八日及び同月九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日
防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月七日（予備、同月八日及び同月九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒